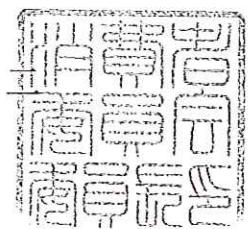




平成 25 年 1 月 30 日

公益財団法人
日本健康・栄養食品協会
理事長 下田 智久 殿

消費者委員会
委員長 河上 正



特定保健用食品について（通知）

標記につきまして、内閣府消費者委員会より別紙のとおり声明を発出しましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴協会会員各社に回付するよう、お願ひいたします。

特定保健用食品について ～消費者委員会からの声明～

消費者委員会委員長
新開発食品調査部会部会長

特定保健用食品（以下「特保」）は医薬品とは異なり、病気を治すことを目的としたものではありません。健康の基本は「ごはんやパンなどの主食、肉類や魚などの主菜、野菜などの副菜を基本にした、バランスのとれた食生活」と「適度の運動・休養」です。特保を摂ることは、健康にプラスの効果が認められるというに過ぎません。「特保さえ摂っていれば」、あるいは、「特保を多量に摂れば」、健康を維持・増進できるという性質のものではありません。

特保の効果は、それぞれの食品に表示されている「許可表示」に示されていますが、例えば、体の脂肪が気になる方に効果がある特保でも、太り気味の方が摂った場合に一定の効果は認められていても、B M I *が普通の方が摂った場合は、一般的には有効性が明確に確認されたわけではありません。消費者の皆様は「許可表示」の内容を十分確認したうえで、自分の健康状態に合わせて、節度をもって利用することが大切です。

消費者委員会・新開発食品調査部会はこのような認識を持って、特保の申請品の審査に当たっていますが、許可された特保の宣伝・広告の中には、あたかも特保さえ摂っていれば、食事のバランス等とは無関係に効果がある旨を示唆し、あるいは暗示するようなイメージ広告など、審査に当たった者として違和感を覚えるものが見受けられます。

特保を製造・販売される事業者の方々は、消費者が「特保さえ摂っていれば、あるいは、特保を多量に摂れば、健康を維持できる」といった誤解を持つことがないよう、その宣伝・広告に当たって十分な配慮が求められます。

なお、（公益財団法人）日本健康・栄養食品協会においては、「『特定保健用食品』適正広告自主基準」を設けていますが、遵守状況を審査するための機関を設置するなど、その実効性を高めるため、引き続き自主的な努力を払っていただくことを期待します。

（了）

* BMIとは肥満の判定に用いられる指標であり、体重(kg)／身長(m)²で求められる数値である。統計的にもっとも病気になりにくいBMI22を基準とし、18.5以上25未満が普通体重とされている。